
第86期 報告書

平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで



第86回定時株主総会招集ご通知添付書類

事業報告

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

会計監査人の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

表紙：「丸の内トラストシティ 丸の内トラストタワー本館」
(東京都千代田区)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や輸出が大幅に減少し、その影響が雇用情勢にも波及するなど、秋以降に急速に悪化しました。

建設業界におきましては、ここ数年の企業間競争の激化に加え、新規設備投資の抑制により民間工事が減少するなど、きわめて厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中、当社は「利益ある成長」を目指して、グループを挙げて経営を展開してまいりました。

この結果、当社グループの業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高につきましては、4,658億円（前連結会計年度比0.1%減）となりました。利益につきましては、売上総利益率の減少により営業利益は43億円（同16.5%減）となり、経常利益は57億円（同15.2%減）となりました。

また、固定資産廃棄損7億円などを特別損失に計上し、当期純利益は28億円（同24.5%減）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

〔建設事業〕

建設事業におきましては、施工を核として建設物のライフサイクル全般にわたり、事業の展開を図ってまいりました。

この結果、完成工事高は4,526億円（前連結会計年度比0.5%増）と、ほぼ前期並みの水準となりました。しかしながら、利益につきましては、完成工事総利益率が5.7%と、前連結会計年度より0.1ポイント減少し、完成工事総利益は259億円（同1.2%減）となりました。

〔不動産事業等〕

不動産事業におきましては、保有する土地・建物の有効利用を図るとともに、賃貸および建設事業に付帯する販売を中心に事業を展開してまいりました。その結果、子会社によるホテル、リース事業等とあわせ、不動産事業等売上高は約132億円（前連結会計年度比16.0%減）、不動産事業等総利益は約39億円（同13.6%減）となりました。

尚、当社個別の部門別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当社個別の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前 期 繰越高	当 期 受注高	当 期 売上高	次 期 繰越高
建設事業	建 築	448,213	346,407	337,307	457,313
	土 木	192,875	80,295	93,964	179,206
	計	641,089	426,703	431,272	636,520
不動産事業		—	7,724	7,724	—
合 計		641,089	434,428	438,997	636,520

当期の主な受注工事

- ・ 東洋海事工業(株) (仮称) 汐留プロジェクト
- ・ 近畿地方整備局 京都国立博物館平常展示館建築工事
- ・ (株) 丸井 (仮称) 中野プロジェクト新築工事
- ・ (福) 恩賜財団済生会支部 野江病院移転新築工事
大阪府済生会
- ・ 東京都品川区 (仮称) 荏原西地区小中一貫校新築工事
- ・ 中日本高速道路(株) 第二東名高速道路 額田トンネル他1トンネル工事
- ・ 関東地方整備局 醍醐山トンネル工事
- ・ 広島市 白島地区下水道20-1号工事

当期の主な完成工事

- ・ 森トラスト(株) (仮称) 丸の内トラストタワー本館新築建築工事
- ・ 合同会社フジグラン松前 他 松前SC (仮称) 新築工事
- ・ (株) 福岡銀行 新本部ビル (仮称) 新築工事
- ・ (学) 早稲田大学 西早稲田キャンパスC棟 (仮称) 新築工事
- ・ 中国地方整備局 国道2号岡山市内立体高架橋工事
- ・ 大分県土地開発公社 平成20年度内陸工業用地(日田市三ノ宮地区) 造成工事
- ・ 中日本高速道路(株) 第二東名高速道路 静岡第五トンネル工事

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は約98億円で、このうち主なものは、賃貸事業用土地・建物の取得、改修および建設機械の更新等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は平成21年3月に資金調達の機動性を確保するために取引金融機関4行の協調融資方式による200億円のコミットメントライン契約を締結いたしました。これにより従来の契約と併せ当期末現在の未借入残高は400億円となります。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、世界経済の後退懸念が持続しており、国内景気の先行きには引き続き不透明感が強く残っております。

建設業界におきましては、企業間競争の激化や資材価格の高騰などにより、収益環境の悪化が予想を上回るスピードで進行しましたが、世界規模の不況の影響は新規設備投資の抑制を誘発し、受注競争はますます激しさを増していくものと思われれます。当社といたしましては、このような状況に対処すべく、お客様としっかり向き合い、建設ライフサイクル全般におけるソリューションカンパニーとして、独自の強みを

発揮し、持続的な成長を目指してまいります。

この実現のため、まず、グループを挙げて収益体制の再構築に取り組んでまいります。具体的には、建設事業におきましては建築リニューアル工事への注力や、重点分野（医療・福祉施設、教育施設、都市インフラ等）へのより一層の取り組み、海外事業の強化等を行ってまいります。また不動産事業におきましては、その拡充に努め、建設事業を補完する安定収益基盤を確立してまいります。

さらに内部統制の充実のもと、コンプライアンスの徹底を図ると共に、人を財産として位置づけ、社員が「働きがい」を享受できる職場づくりを推進し、業績の向上に邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 第83期	平成18年度 第84期	平成19年度 第85期	平成20年度 第86期 (当連結 会計年度)
売上高	487,044	464,041	466,285	465,893
当期純利益	6,321	3,928	3,733	2,817
1株当たり 当期純利益	円 19.75	円 12.29	円 11.82	円 9.01
総資産 (純資産)	653,770 (244,323)	672,890 (255,005)	608,899 (216,214)	541,495 (181,546)

②当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 第83期	平成18年度 第84期	平成19年度 第85期	平成20年度 第86期 (当期)
受注高	457,278	414,337	440,785	434,428
売上高	463,526	438,543	441,040	438,997
当期純利益	5,096	3,725	3,833	2,541
1株当たり 当期純利益	円 15.84	円 11.58	円 12.06	円 8.08
総資産 (純資産)	625,930 (237,912)	642,935 (244,536)	574,156 (205,703)	509,441 (171,691)

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
千代田土地建物 株式会社	百万円 130	% 45.5	不動産業・ビル 管理業・建設 業・保険代理業
戸田道路株式会社	120	45.0	建設業（道路舗 装・一般土木）

連結子会社は、上記の2社を含めて14社で
あります。

②その他

主な技術提携の状況

ネステオイル社（フィンランド）とエネル
ギー地下貯蔵技術、フォルツム社（フィンラ
ンド）と放射性廃棄物処分技術に関する技術
提携を行っております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業の内容
建設事業	建築・土木その他建設工事全般に 関する事業
不動産事業	不動産の売買・賃貸その他不動産 全般に関する事業
その他の事業	貸金業、人材派遣業、リース業お よびホテル業

(8) 主要な事業所等

① 当社

本店 東京都中央区京橋一丁目7番1号

支店

東京支店（東京都中央区）

千葉支店（千葉市）

関東支店（さいたま市）

横浜支店（横浜市）

大阪支店（大阪市）

北陸支店（金沢市）

名古屋支店（名古屋市）

札幌支店（札幌市）

東北支店（仙台市）

広島支店（広島市）

四国支店（高松市）

九州支店（福岡市）

技術研究所（つくば市）

海外営業所および駐在員事務所

シンガポール営業所（シンガポール）

ハノイ駐在員事務所（ベトナム）

ホーチミン駐在員事務所（ベトナム）

バンコック地域統括事務所（タイ）

※平成21年4月1日付で国際支店（東京都中央区）を設置いたしました。

② 子会社

千代田土地建物株式会社（東京）

戸田道路株式会社（東京）

ブラジル戸田建設株式会社（ブラジル）

アメリカ戸田建設株式会社（アメリカ）

戸田建設工程（上海）有限公司（中国）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
4,996名	130名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
4,116名	13名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	百万円 18,550
株式会社みずほ銀行	9,860
株式会社三井住友銀行	4,085
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,132
明治安田生命保険相互会社	1,210

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 759,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 322,656,796株
- (3) 株 主 数 14,672名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数
大 一 殖 産 株 式 会 社	千株 32,170
戸 田 順 之 助	31,722
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー) サブアカウントアメリカンクライアント	19,877
シービーニューヨークオービス エスアイシーアーヴィー	18,908
株式会社三菱東京UFJ銀行	14,821
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	13,219
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	11,721
戸 田 守 二	11,352
ノーザントラストカンパニー-エイブイエフシー-リユース タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	7,720
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,107

(注) 上記のほか当社所有の自己株式8,042千株があります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び他の法人等の代表状況等
戸田 順之助	取締役名誉会長	
戸田 守二	取締役相談役	
加藤 久郎	代表取締役会長	
井上 舜三	代表取締役社長	
香西 慧	代表取締役	
白井 正幸	代表取締役	建築本部本部長
金森 捷三郎	代表取締役	
鈴木 道雄	取締役	土木工事統轄部長
戸田 秀茂	取締役	
戸田 守道	常勤監査役	
内藤 博之	常勤監査役	
鍛冶 良明	監査役	弁護士(鍛冶法律事務所) (株)オーネックス社外監査役
増田 健一	監査役	
鈴木 勝利	監査役	弁護士(名川・岡村法律事務所) (学)東京音楽大学理事長

(注) 監査役鍛冶良明氏、増田健一氏および鈴木勝利氏は、社外監査役であります。

(ご参考)

当社では執行役員制度を導入しております。平成21年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

*執行役員社長	井上舜三	執行役員	戸上訓正
*専務執行役員	白井正幸	執行役員	和田守弘
専務執行役員	西山工	執行役員	土井 敞
専務執行役員	岡 敏朗	執行役員	阿部利裕
*専務執行役員	鈴木道雄	執行役員	福島克彰
専務執行役員	大西浩志	執行役員	鞠谷祐士
専務執行役員	石丸國昭	執行役員	宮崎 泰
常務執行役員	山下雅己	執行役員	山口哲永
常務執行役員	松本初昭	執行役員	岩森耕一
常務執行役員	牛嶋博之	執行役員	村山政利
常務執行役員	山根一男	執行役員	西村雅史
常務執行役員	野村 昇	執行役員	今井雅則
常務執行役員	高橋昭二	執行役員	佐橋輝男
常務執行役員	野々口悦生	執行役員	多田幸司
執行役員	千葉 脩	執行役員	井上博彰
執行役員	鷺見喜久夫		

(注) *は取締役兼務者です。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 10名 253百万円

監査役 7名 51百万円

(うち社外 4名 17百万円)

(3) 社外役員に関する事項

①社外監査役の重要な兼職の状況等

氏名	兼任の職務
鍛冶良明	弁護士（鍛冶法律事務所） (株)オーネックス社外監査役
鈴木勝利	弁護士（名川・岡村法律事務所） (学)東京音楽大学理事長

②社外監査役の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
鍛冶良明	取締役会17回のうち14回に、監査役会16回のすべてに出席しております。取締役会においては、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
増田健一	就任後開催の取締役会13回のうち11回に、監査役会12回のすべてに出席しております。取締役会においては疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。
鈴木勝利	就任後開催の取締役会13回のうち11回に、監査役会12回のすべてに出席しております。取締役会においては疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

青南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額

44百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

44百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる等の場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、文書取扱規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- ②経営会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
- ③業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①社長を委員長とする企業倫理委員会を開催し、

当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、担当部門の設置、行動規範の制定、企業倫理ヘルプラインの開設など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。

- ②内部監査部門として監査部を置く。監査部は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は社長へ報告する。
- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づき、子会社への支援、指導を実施し、連結経営上の重要事項については事前協議し、当社取締役会等へ付議する。また、監査部は、子会社への業務監査を適宜実施する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会または監査役会が指名する監査役の意見を求める。
- (7) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、当社の業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査部は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な関係を保ち、協力する。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組みについて

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1881年の創業以来、「品質・工期・安全に最善を尽くす」ことを社是とし、「建設を通じた社会福祉の増進への貢献」「社会の信用を基とした社業の発展」「堅実な経営による適正利益確保を基とした社業の安定」を経営方針に掲げ、得意とする都市型建築分野を中心に、土木分野、不動産開発分野などにおいて、顧客をはじめとする各ステークホルダーに対する幅広いサービスの提供と長年

の実績に裏打ちされた信頼関係の構築により、高い評価を得てきております。

このような当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は、技術力とノウハウに培われた品質の高い生産物の提供や、創業以来の実績に裏打ちされたステークホルダーの皆様との信頼関係、そしてこれら当社の企業文化を支える従業員、さらには長年当社と共に歩んできた協力会社との良好なパートナーシップ等にあると考えております。

これら当社グループの取組みの積み重ねが当社の企業価値を生み出しており、この企業文化を継続・発展させることが当社の企業価値を高め、ひいては株主共同の利益を最大限に引き出すことにつながっていくものと考えております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年4月25日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関して決議を行いました。

本プランの概要は次のとおりです。

ア 本プランに係る手続き

(ア)対象となる大規模買付等

本プランは以下のア又はイに該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

ア 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

- イ 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(イ)「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(ウ)情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

その概要は以下のとおりであります。

- ア 買付者等及びそのグループの詳細
- イ 大規模買付等の目的、方法及び内容
- ウ 大規模買付等の対価の算定根拠
- エ 大規模買付等の資金の裏付け
- オ 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- カ 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- キ 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意

の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

- ク 大規模買付等における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ケ 大規模買付等における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- コ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(エ)取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下のア又はイの期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

ア 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間

イ その他の大規模買付等の場合には90日間
ただし、上記ア、イいずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、延長の期間は最大30日間とします。

(オ)対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記(エ)の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確

保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとします。

ア 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(イ)から(エ)までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

イ 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

アに定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

(カ)取締役会の決議

当社取締役会は、(オ)に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

(キ)対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記(カ)の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措

置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

(ク)大規模買付等の開始

買付者等は、上記(ア)から(カ)に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

イ 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記ア(カ)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

ウ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成20年6月27日開催の第85回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商

品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

(3) 上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものと判断しております。また、次の理由から上記(2)②の取組みについても上記(1)の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能と

することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③株主意思を重視するものであること

当社は、平成20年4月25日開催の当社取締役会において、本プランの導入を決議しておりますが、本プランの導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成20年6月27日に開催された第85回定時株主総会において本プランの導入に関する議案を付議し、その承認可決を受けて本プランを継続することとなりました。また、上記(2)②ウに記載したとおり、本プランの有効期間は平成23年6月開催予定の当社第88回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様にご情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記(2)②アに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(2)②ウに記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	353,408	流動負債	306,235
現金預金	40,369	支払手形・工事未払金等	107,055
受取手形・完成工事未収入金等	101,309	短期借入金	47,677
有価証券	160	未払法人税等	387
未成工事支出金	157,079	未成工事受入金	114,522
その他のたな卸資産	33,501	賞与引当金	3,831
繰延税金資産	18,404	完成工事補償引当金	938
その他	3,098	工事損失引当金	3,212
貸倒引当金	△ 514	預り金	15,637
		その他	12,971
固定資産	188,086		
有形固定資産	83,343	固定負債	53,713
建物・構築物	40,256	長期借入金	11,586
機械、運搬具及び工具器具備品	10,467	再評価に係る繰延税金負債	11,998
土地	63,236	退職給付引当金	25,796
リース資産	293	役員退職慰労引当金	125
建設仮勘定	201	その他	4,206
減価償却累計額	△ 31,112	負債合計	359,948
無形固定資産	1,975	純資産の部	
のれん	539	株主資本	168,201
その他	1,436	資本金	23,001
投資その他の資産	102,767	資本剰余金	25,595
投資有価証券	91,180	利益剰余金	124,965
長期貸付金	1,761	自己株式	△ 5,360
繰延税金資産	5,640	評価・換算差額等	9,114
その他	6,720	その他有価証券評価差額金	6,021
貸倒引当金	△ 2,535	繰延ヘッジ損益	20
		土地再評価差額金	4,497
		為替換算調整勘定	△ 1,425
		少数株主持分	4,230
		純資産合計	181,546
資産合計	541,495	負債純資産合計	541,495

連結損益計算書

(自平成20年4月1日)
(至平成21年3月31日)

(単位：百万円)

売 上 高		
完成工事高	452,604	
不動産事業等売上高	13,289	465,893
売 上 原 価		
完成工事原価	426,675	
不動産事業等売上原価	9,363	436,039
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	25,928	
不動産事業等総利益	3,926	29,854
販売費及び一般管理費		25,552
営 業 利 益		4,302
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	259	
受 取 配 当 金	2,052	
保 険 配 当 金	333	
そ の 他	281	2,926
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,076	
為 替 差 損	188	
そ の 他	182	1,447
経 常 利 益		5,780
特 別 利 益		
貸倒引当金戻入額	29	
固定資産売却益	394	
投資有価証券売却益	222	
そ の 他	1	648
特 別 損 失		
固定資産売却損	4	
固定資産廃棄損	788	
投資有価証券評価損	240	
ゴルフ会員権評価損	31	
課徴金・違約金	16	
そ の 他	170	1,251
税金等調整前当期純利益		5,177
法人税、住民税及び事業税	564	
過年度法人税等戻入額	△ 1,695	
法人税等調整額	3,313	2,182
少数株主利益		177
当 期 純 利 益		2,817

連結株主資本等変動計算書

(自平成20年4月1日
至平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自 株 己 式	株主資本 合 計
平成20年3月31日残高	23,001	25,595	128,902	△ 5,300	172,198
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,188		△ 2,188
当期純利益			2,817		2,817
自己株式の取得				△ 59	△ 59
土地再評価差額金の取崩			△ 4,566		△ 4,566
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中 の変動額合計	—	—	△ 3,937	△ 59	△ 3,996
平成21年3月31日残高	23,001	25,595	124,965	△ 5,360	168,201

	評価・換算差額等				少数株主 持 分	純資産 合 計
	その 他 有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	土 地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定		
平成20年3月31日残高	35,072	△ 5	5,215	△ 410	4,143	216,214
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 2,188
当期純利益						2,817
自己株式の取得						△ 59
土地再評価差額金の取崩						△ 4,566
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 29,050	26	△ 718	△ 1,014	86	△ 30,671
連結会計年度中 の変動額合計	△ 29,050	26	△ 718	△ 1,014	86	△ 34,668
平成21年3月31日残高	6,021	20	4,497	△ 1,425	4,230	181,546

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

戸田道路株式会社
戸田リフォーム株式会社
千代田建工株式会社
千代田スタッフサービス株式会社
シブコー工業株式会社
株式会社アベックエンジニアリング
千代田土地建物株式会社
八千代アーバン株式会社
戸田ファイナンス株式会社
東和観光開発株式会社
アメリカ戸田建設株式会社
ブラジル戸田建設株式会社
戸田建設工程（上海）有限公司
タイ戸田建設株式会社

このうち、株式会社アベックエンジニアリングは、当連結会計年度において発行済株式を全て取得したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めている。

また、前連結会計年度まで連結子会社に含めていた戸田ディベロップメント株式会社は、当連結会計年度においてアメリカ戸田建設株式会社と合併した。

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社千葉フィールズ・パートナーズ

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法非適用の主要な非連結子会社名

株式会社千葉フィールズ・パートナーズ

持分法非適用の主要な関連会社名

株式会社モマ神奈川パートナーズ

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

- (2) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の名称
 エムワイ商事株式会社
 株式会社青山ダイヤモンド・ホール
 ダイヤモンド・スポーツクラブ株式会社
 当社は、人事、技術、取引等の関係を通じてこれらの会社の財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができないため、これらの会社は関連会社に該当しない。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

その他のたな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法

（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

材料貯蔵品

総平均法による原価法

（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

（その他の注記）

減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度税制改正に伴い、機械装置については、当連結会計年度より改正後の耐用年数を適用している。

この変更が損益に与える影響は軽微である。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く。）
定額法を採用している。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間に基づく定額法を採用している。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
- ③ 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上している。
- ④ 工事損失引当金
将来の工事完成期に発生する可能性が高い損失に備えるため、受注金額及び見積原価から算定した損失見込額に基づき計上している。
- ⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
数理計算上の差異は、5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理することとしている。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
当社の執行役員及び連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上している。

② 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

③ 完成工事高の計上基準

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度以降に着手する工事契約のうち工事収益総額10億円以上かつ工期2年以上の契約には工事進行基準を適用し、その他の工事契約には工事完成基準を適用している。

在外連結子会社は、工事進行基準を適用している。
(会計処理の原則及び手続の変更)

当社及び国内連結子会社は、完成工事高の計上についてはこれまで工事完成基準を適用していたが、当連結会計年度以降に着手する工事契約のうち工事収益総額10億円以上かつ工期2年以上の契約には工事進行基準を適用することに変更した。

この変更は、平成21年4月1日以降開始する連結会計年度から適用される「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号)のもとで、工事完成基準と工事進行基準の並存状態を早期に解消し期間損益比較を有用ならしめるために行うものである。

この結果、従来の方法によった場合に比べて売上高が7,535百万円、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が279百万円それぞれ多く計上されている。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっている。

5. その他の注記

のれんは、原則として10年間の均等償却を行っている。

6. 会計処理の原則及び手続の変更

(1) リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度まで賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前

のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

この変更が損益に与える影響は軽微である。

(2) 在外子会社の会計処理

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を適用したことに伴い、連結計算書類においても必要な修正を行っている。

この修正が損益に与える影響は軽微である。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 下記の資産は、取引先の借入金の物上保証に供している。

現金預金(定期預金)	500百万円
土地	9百万円
投資有価証券	67百万円
長期貸付金	655百万円
計	1,231百万円

(2) 下記の資産は、差入保証金の代用として差し入れている。

投資有価証券	78百万円
--------	-------

2. 保証債務

(1) 下記の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っている。

シンボルタワー開発株式会社	690百万円
---------------	--------

(2) 下記の会社の履行保証保険契約の締結に際し保証を行っている。

株式会社駒込SPC	2,070百万円
-----------	----------

上記金額は株式会社駒込SPCの債務不履行により保険が実行された場合の当社への求償限度額である。

平成21年3月31日現在、株式会社駒込SPCに債務不履行の事実はない。

(3) 保証予約はない。

3. 受取手形割引高 484百万円

4. その他の注記

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上している。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳または土地課税補充台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法

②	再評価を行った年月日	平成14年3月31日
③	再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価は、再評価後の帳簿価額を上回っている。	
(2)	貸出コミットメント契約	
	当社は、運転資金調達の機動性の確保及び調達手段の多様化に対応するため3件の貸出コミットメント契約を締結している。	
①	契約銀行数	4行
	契約極度額	20,000百万円
	借入実行残高	一百万円
	差引額	20,000百万円
②	契約銀行数	16行
	契約極度額	3,000百万円
	借入実行残高	3,000百万円
	差引額	一百万円
③	契約銀行数	4行
	契約極度額	20,000百万円
	借入実行残高	一百万円
	差引額	20,000百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末における発行済株式の総数
普通株式 322,656,796株
- 剰余金の配当に関する事項
 - 当連結会計年度中に行った剰余金の配当
平成20年6月27日定時株主総会決議
配当金の総額 2,188百万円
(連結子会社への配当(持分相当額)を除く。)
1株当たり配当額 7円
基準日 平成20年3月31日
効力発生日 平成20年6月30日
 - 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当
平成21年6月26日定時株主総会議案
配当原資 利益剰余金
配当金の総額 2,202百万円
(連結子会社への配当(持分相当額)を含む。)
1株当たり配当額 7円
基準日 平成21年3月31日
効力発生日 平成21年6月29日

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	567円37銭
1株当たり当期純利益	9円01銭

その他の注記

パーチェス法の適用

1. 企業結合の概要

- (1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容
相手企業の名称 株式会社アペック
取得した事業の内容 空調・給排水・衛生設備
工事等に関する事業
- (2) 企業結合を行った主な理由
当社グループ設備工事部門の強化
- (3) 企業結合日 平成20年12月19日
- (4) 企業結合の法的形式
株式会社アペックエンジニアリング（連結子会社）による事業譲受

2. 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

平成20年12月19日から平成21年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	134百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	58百万円
取得原価		192百万円
取引に係る消費税等		87百万円
合計		280百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれん 558百万円
- (2) 発生原因
設備工事における営業・設計・積算・購買・施工の各領域で株式会社アペックエンジニアリングを中心にグループ内の連携を強化することにより生じる超過収益力の認識
- (3) 償却方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	1,778百万円
固定資産（のれんを除く。）	23百万円
のれん	558百万円
資産合計	2,360百万円
流動負債	1,988百万円
固定負債	178百万円
負債合計	2,167百万円

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	326,724	流動負債	285,402
現金預金	28,475	支払手形	20,457
受取手形	8,454	工事未払金	76,468
完成工事未収入金	84,124	短期借入金	39,672
有価証券	50	未払法人税等	315
販売用不動産	32,493	未成工事受入金	113,275
未成工事支出金	151,765	預り金	14,987
繰延税金資産	18,279	賞与引当金	3,588
その他	3,559	完成工事補償引当金	909
貸倒引当金	△ 478	工事損失引当金	3,211
		従業員預り金	6,046
		その他	6,471
固定資産	182,717	固定負債	52,348
有形固定資産	76,302	長期借入金	11,586
建物・構築物	15,644	再評価に係る繰延税金負債	11,998
機械・運搬具	802	退職給付引当金	24,979
工具器具・備品	252	役員退職慰労引当金	100
土地	59,153	その他	3,683
リース資産	247		
建設仮勘定	201	負債合計	337,750
無形固定資産	1,383	純資産の部	
投資その他の資産	105,030	株主資本	161,128
投資有価証券	90,230	資本金	23,001
関係会社株式・関係会社出資金	3,696	資本剰余金	25,573
長期貸付金	1,897	資本準備金	25,573
破産債権、更生債権等	1,797	利益剰余金	117,288
長期前払費用	45	利益準備金	5,750
繰延税金資産	5,689	その他利益剰余金	111,537
その他	4,209	固定資産圧縮積立金	3,832
貸倒引当金	△2,536	別途積立金	110,274
		繰越利益剰余金	△ 2,568
		自己株式	△ 4,734
		評価・換算差額等	10,562
		その他有価証券評価差額金	6,044
		繰延ヘッジ損益	20
		土地再評価差額金	4,497
		純資産合計	171,691
資産合計	509,441	負債純資産合計	509,441

損益計算書

(自平成20年4月1日)
(至平成21年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	431,272	
不動産事業売上高	<u>7,724</u>	438,997
売上原価		
完成工事原価	407,049	
不動産事業売上原価	<u>5,209</u>	412,259
売上総利益		
完成工事総利益	24,223	
不動産事業総利益	<u>2,514</u>	26,738
販売費及び一般管理費		<u>23,268</u>
営業利益		3,470
営業外収益		
受取利息	188	
受取配当金	2,081	
保険配当金	333	
その他	<u>246</u>	2,849
営業外費用		
支払利息	1,099	
その他	<u>252</u>	1,351
経常利益		<u>4,967</u>
特別利益		
貸倒引当金戻入額	6	
固定資産売却益	246	
投資有価証券売却益	222	
その他	<u>1</u>	477
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産廃棄損	787	
投資有価証券評価損	240	
ゴルフ会員権評価損	31	
課徴金・違約金	16	
その他	<u>99</u>	1,179
税引前当期純利益		4,265
法人税、住民税及び事業税	318	
過年度法人税等戻入額	△ 1,695	
法人税等調整額	<u>3,101</u>	1,723
当期純利益		<u>2,541</u>

株主資本等変動計算書

(自平成20年4月1日)
(至平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		
				固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金
平成20年3月31日残高	23,001	25,573	5,750	3,727	110,274	1,841
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の積立				104		△ 104
剰余金の配当						△ 2,203
当期純利益						2,541
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩						△ 4,644
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	104	—	△ 4,410
平成21年3月31日残高	23,001	25,573	5,750	3,832	110,274	△ 2,568

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その 他 有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	土 地 再評価 差額金	
平成20年3月31日残高	△ 4,675	165,494	35,076	△ 5	5,137	205,703
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△ 2,203				△ 2,203
当期純利益		2,541				2,541
自己株式の取得	△ 59	△ 59				△ 59
土地再評価差額金の取崩		△ 4,644				△ 4,644
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△ 29,032	26	△ 640	△ 29,646
事業年度中の変動額合計	△ 59	△ 4,365	△ 29,032	26	△ 640	△ 34,012
平成21年3月31日残高	△ 4,734	161,128	6,044	20	4,497	171,691

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

（その他の注記）

減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度税制改正に伴い、機械装置については、当事業年度より改正後の耐用年数を適用している。

この変更が損益に与える影響は軽微である。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間に基

づく定額法を採用している。

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
- (3) 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上している。
- (4) 工事損失引当金
将来の工事完成期に発生する可能性が高い損失に備えるため、受注金額及び見積原価から算定した損失見込額に基づき計上している。
- (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
数理計算上の差異は、5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。
- (6) 役員退職慰労引当金
執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当事業年度以降に着手する工事契約のうち工事収益総額10億円以上かつ工期2年以上の契約には工事進行基準を適用し、その他の工事契約には工事完成基準を適用している。

(会計方針の変更)

完成工事高の計上についてはこれまで工事完成基準を適用していたが、当事業年度以降に着手する工事契約のうち工事収益総額10億円以上かつ工期2年以上の契約には工事進行基準を適用することに変更した。

この変更は、平成21年4月1日以降開始する

事業年度から適用される「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号)のもとで、工事完成基準と工事進行基準の並存状態を早期に解消し期間損益比較を有用ならしめるために行うものである。

この結果、従来の方法によった場合に比べて売上高が7,535百万円、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が279百万円それぞれ多く計上されている。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
 - (2) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっている。
 - (3) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

6. 会計方針の変更

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度まで賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

この変更が損益に与える影響は軽微である。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

- (1) 下記の資産は、取引先の借入金の物上保証に供している。

現金預金(定期預金)	500百万円
土地	9百万円
関係会社株式	67百万円
関係会社長期貸付金	655百万円
計	1,231百万円

- (2) 下記の資産は、差入保証金の代用として差し入れている。

投資有価証券	68百万円
--------	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 29,241百万円
3. 保証債務
- (1) 下記の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っている。
シンボルタワー開発株式会社 690百万円
- (2) 下記の会社の一括支払信託に関する金融機関への債務に対し保証を行っている。
千代田建工株式会社 2,910百万円
- (3) 下記の会社の履行保証保険契約の締結に際し保証を行っている。
株式会社駒込SPC 2,070百万円
上記金額は株式会社駒込SPCの債務不履行により保険が実行された場合の当社への求償限度額である。
平成21年3月31日現在、株式会社駒込SPCに債務不履行の事実はない。
- (4) 保証予約はない。
4. 関係会社に対する短期金銭債権 266百万円
関係会社に対する長期金銭債権 1,003百万円
関係会社に対する短期金銭債務 663百万円
関係会社に対する長期金銭債務 116百万円
5. 取締役及び監査役に対する金銭債務 693百万円
6. その他の注記
- (1) 土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上している。
- ① 再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳または土地課税補充台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法
- ② 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- ③ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価は、再評価後の帳簿価額を上回っている。
- (2) 貸出コミットメント契約
運転資金調達の機動性の確保及び調達手段の多様化に対応するため3件の貸出コミットメント契約を締結している。
- ① 契約銀行数 4行
契約極度額 20,000百万円
借入実行残高 一百万円
差引額 20,000百万円

②	契約銀行数	16行
	契約極度額	3,000百万円
	借入実行残高	3,000百万円
	差引額	—百万円
③	契約銀行数	4行
	契約極度額	20,000百万円
	借入実行残高	—百万円
	差引額	20,000百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額	
売上高	5,342百万円
売上原価・販売費及び一般管理費	19,982百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額	
営業外収益	74百万円
営業外費用	205百万円
特別損失	144百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	8,042,499株
------------------	------------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因	
販売用不動産	11,998百万円
建物・構築物	785百万円
投資有価証券	691百万円
貸倒引当金	805百万円
賞与引当金	1,460百万円
工事損失引当金	1,307百万円
退職給付引当金	10,166百万円
その他	3,038百万円
繰越欠損金	1,737百万円
繰延税金資産小計	31,990百万円
評価性引当額	△ 1,228百万円
繰延税金資産合計	30,761百万円
2. 繰延税金負債の発生の主な原因	
固定資産圧縮積立金	2,630百万円
その他有価証券評価差額金	4,148百万円
繰延ヘッジ損益	14百万円
繰延税金負債合計	6,792百万円

上記以外に、再評価に係る繰延税金負債を11,998百万円計上している。

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

リース物件の取得価額相当額	125百万円
リース物件の減価償却累計額相当額	80百万円
リース物件の未経過リース料相当額	44百万円

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	戸田ファイナンス株式会社	所有 直接50%	役員の兼任	資金の借入(注1)	11,263百万円(注2)	—	—百万円
				利息の支払(注1)	205百万円	—	—百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件は、市場金利を勘案して合理的に決定している。

(注2) 期中の平均残高である。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	545円72銭
1株当たり当期純利益	8円08銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

戸田建設株式会社

取締役会 御中

青南監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 高橋 瞳 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 小平 修 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、戸田建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、戸田建設株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記3.会計処理基準に関する事項(4)③に記載されているとおり、従来、完成工事高の計上は工事完成基準によっていたが、当連結会計年度に着工した長期大型工事について工事進行基準を適用することに変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

戸田建設株式会社

取締役会 御中

青南監査法人

代表社員 公認会計士 高橋 瞳 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小平 修 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、戸田建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、従来、完成工事高の計上は工事完成基準によっていたが、当事業年度に着工した長期大型工事について工事進行基準を適用することに変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び青南監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

[付記] 当社は、独占禁止法違反事件に関し当事業年度中、行政当局より営業停止等の処分を受ける事態が発生いたしました。監査役会は、当社が違法行為の再発防止に向けて、法令遵守の徹底等、全役職員で取り組んでいることを確認しております。

- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている基本方針の実現に資する取組み等については、会社法施行規則第127条第2号に合致しており、その内容については、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 青南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月14日

戸田建設株式会社 監査役会

常勤監査役 戸田 守 道 ㊟

常勤監査役 内 藤 博 之 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 鍛 冶 良 明 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 増 田 健 一 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 鈴 木 勝 利 ㊟

以 上